

司法書士法

司法書士制度について定めている司法書士法という法律があります。

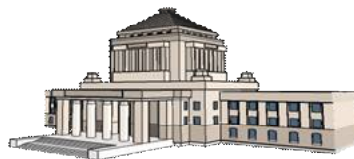
1872年（明治5年）に代言人・代書人・証書人制度が誕生し、1919年に司法代書人法（大正8年4月10日法律第48号）として制定後、1935年に現在の司法書士法に変更され、1950年に全部改正、その後も司法書士の発展とともに改正が行われています。

そんな、司法書士法をさらに改正する法律案が閣議決定されて、第198回国会に「司法書士法の一部を改正する法律案」として上程されました。

法律案の主な内容は次のとおりです。

- ①「使命を明らかにする規定の新設」
- ②「懲戒手続に関する規定の見直し」
- ③「社員が一人の司法書士法人の設立を可能とする等の措置」

いずれも重要な改正内容ですので、注視しています。



（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地
TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

